

令 和 7 年 度

県の施策・予算に関する要望

神 奈 川 県 町 村 会

要 望 に あ た つ て

県内 14 町村の行財政運営につきまして、日頃から格別なご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨今の社会経済状況を俯瞰いたしますと、かつてない円安が続き、国内外の情勢が見通せない中で、企業の先行きは不透明であり、物価高騰による家計への影響も深刻になっています。

また、あらゆるところで人手不足が深刻化しておりますが、町村の各種事業の進捗にも影響を及ぼしているほか、役場人材確保の面でも、技術職員はもちろん、事務職員の確保にも苦労をしている状況です。

そのような中でも、住民からは生活に密着した様々な要望を日々受けており、これらの要望、課題に対して工夫をしながら、県と協力し、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

県におかれでは、非常に厳しい財政状況と推察いたしますが、本要望書に掲げております事項は、いずれも町村にとって重要な事項であります。

令和 7 年度の県の施策・予算の立案にあたりまして、町村の厳しい状況や直面する数多くの課題にご理解をいただき、特段のご配慮を賜るとともに、ひとつひとつの要望事項が早期に実現されますよう、国への働きかけと県の真摯な取り組みをお願い申し上げます。

令和 6 年 8 月 29 日

神奈川県知事

黒 岩 祐 治 様

神奈川県町村会

会長 湯 川 裕 司

目 次

I 重 点 要 望

1 地方分権と地方創生の一層の推進	1
2 防災・防犯対策の充実強化	4
3 自然環境の保全と快適な生活環境の整備促進	8
4 保健・医療・福祉対策の充実強化	12
5 こども・子育て支援政策の推進	16
6 産業の振興及び観光施策の推進等	18
7 都市基盤等の整備促進	20
8 教育施策の推進	23

II 地 域 要 望

1 三浦半島地域要望	27
2 湘南地域要望	29
3 足柄上地域要望	32
4 足柄下地域要望	40
5 愛甲地域要望	47
6 水源地域要望	50

(別冊) 道路・河川・林道整備箇所表

I 重 点 要 望

I 重 点 要 望

1 地方分権と地方創生の一層の推進

(1) 広域自治体としての県の役割発揮

ア 県内自治体間の広域連携が円滑に進められるよう、県の持つ調整、支援の役割を引き続き発揮すること。

また、自治体間の広域連携が困難な場合に、県が補完的な取組として掲げてきた事業を引き続き進め、新たな課題が発生した場合も、遅滞なくその役割を十分に発揮すること。

イ マイナンバーカードの普及と利活用を推進するうえで、町村が必要とする人員の確保等に係る経費については、全額国負担とし、十分な財政措置を講ずるよう、国へ働きかけること。

また、マイナンバーカードの安全・安定的な運用にあたり、システムの安全稼働等の対策を十分に講じ、セキュリティ問題等の発生防止とシステムの信頼構築に努めるよう、国へ働きかけること。

ウ 各種基幹統計調査結果については、統計データのオープン化・高度化の観点から、町村が速やかに情報収集し活用出来るよう、自治体専用ページを設ける等の方策を構築するよう引き続き国へ働きかけること。また、県独自の統計調査結果についても、町村が速やかに収集活用できるよう、早期の公表に努めること。

エ ライフスタイルの多様化により幅広い年代の方が都市部と地方部との二地域居住等を始めようとし、また、国もその推進を図っているが、特に若い層に影響の大きい保育、教育環境の整備については議論が進んでいないことから、二地域居住の実践者が、住所地でない別拠点でも保育施設等の利用ができるよう、町村の意見を聞きながら研究を進めることを、国へ働きかけること。

オ パートナーシップ宣誓制度をより利便性の高い制度とするとともに、宣誓者2人の居住市町村や導入市町村間の宣誓要件の相違からパートナーシップ宣誓が解消されることがないよう、都道府県間の連携も見据え、県として、パートナーシップ宣誓制度の導入を検討すること。

また、現在、各市町村が個別に連携協定を締結している状況を踏まえ、県が一つの枠組みを提示し、宣誓要件の相違の有無に関わらず、導入市町村が一同に連携できる広域的な仕組みを確立し、幅広く制度の活用がなされるよう広報や関係団体への働きかけを行うこと。

(2) ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

所在町村においてゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理や消防・救急など、様々な行政需要に対応する上で、きわめて貴重な財源であり、ゴルフ場利

用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、引き続き現行制度を堅持するよう、主体性をもって今後とも国へ働きかけること。

(3) 固定資産税の賦課にあたっての対応

固定資産税は、町村財政を支える安定した基幹税であることから、課税客体の評価方法の簡素化を進めるなど、納税者が理解しやすくするとともに、税収が安定的に確保できるよう、制度の根幹を揺るがすような見直しは行わないよう国へ働きかけること。

また、固定資産税の非課税措置や特例措置を利用した経済対策等の整理・縮減・終了を図るよう国へ働きかけること。

(4) 地方交付税改革の推進

ア 地域手当の超過支給を理由とする特別交付税の減額措置については、地方自治の独自性や昨今の物価高騰なども鑑みた職員の処遇改善及び人材確保を阻害するものであり、その廃止を、国へ働きかけること。

イ 国策として、インバウンド事業を進めるなかで、現在の地方交付税は、観光関連の財政需要を反映した算定方法になつてないため、町村の独自財源確保に委ねることなく、国として観光関連の財政需要を適切に反映した交付税算定を行い、必要な財政措置を講ずることを国へ働きかけること。

ウ 臨時財政対策債制度については、速やかに廃止し、地方財源の不足は、地方交付税の法定率引き上げ等により、適切な財政措置を講ずることを、引き続き国へ働きかけること。

(5) 市町村自治基盤強化総合補助金の充実

市町村自治基盤強化総合補助金は、町村の行政機能及び財政基盤の強化を図る上で非常に有効な補助金であるが、優先順位が低い事業への配分が遅く、財源として活用しにくいため、配分額の確定を早期に行うこと。

また、優先順位が低い事業であっても全額留保されることなく早期に交付決定を行うこととし、町村がより一層活用出来るようにすること。

(6) 自治体DX推進による地方創生実現に向けた支援の充実

国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を勘案して自治体が策定した「地方版総合戦略」の事業推進にあたっては、引き続き、各地域県政総合センター等を窓口として、県と町村が連携することで地方創生の相乗効果を生み出すなど、必要な支援を行い事業を推進すること。

また、十分な予算の確保と、町村が柔軟に活用できるように補助金制度等の運用を図ること。

(7) 地方の実態を踏まえた歳出改革の実現

地方自治体は、独自に財政支出の削減に努めながら、不測の事態による税収減や災害への対応等に備えるとともに、地域の様々な課題に対処するため、基金を積み立てており、基金残高の増加を理由に、地方歳出を削減することのないよう、引き続き、国へ働きかけること。

(8) 地方消費税の清算基準の見直し

地方消費税の清算基準については、最終消費地と税収の最終的な帰属地が一致しているとは言い難いため、より適切な清算基準を構築するよう、引き続き国に働きかけること。

(9) 非常事態に対する交付金の算定方法の見直し

新感染症のまん延や災害発生時など非常事態における国の交付金措置においては、財政力による補正は行わず、実態に即した必要な額を措置するよう、引き続き国へ働きかけること。

(10) 地方公務員の給与制度における地域手当

地域手当の支給割合は、生活実態に差のない近隣自治体間で格差が生じており、特に人材確保面などに支障が生じている。特に神奈川県は、2023年の最低賃金の額が1,113円と全国で最も高い東京都に隣接しており、その額も1,112円と東京都に次いで全国で2番目に高い。さらに、神奈川県の次に高い大阪府の額(1,064円)と比べ、全国でも突出して高い状況にある。県下全域がこうした「高賃金の地域である」という前提に立ち、県内近隣自治体間での格差が生じないよう、支給割合や支給範囲の見直しを早急に行うよう国へ働きかけること。

(11) 県税徵收取扱費の見直し

個人県民税に係る徵收取扱費について、町村のシステム改修費や事務運営費が依然として町村の財政運営の大きな圧迫要因となっていることから、県が適正かつ応分の負担をする施策を早急に検討し実施すること。

(12) 電子納税の推進

県内企業がeLTAXを活用したダイレクト納付手続等の電子納税制度への円滑な移行のため、地方税共通納税システムの普及・推進活動を広域的かつ積極的に実施すること。

(13) 所有者不明土地の管理に係る財政措置

所有者不明土地等の管理人の選任、又は越境した竹木の伐採等に係る費用について、町村に費用負担が生じないよう財政措置を講ずるよう国へ働きかけること。

2 防災・防犯対策の充実強化

(1) 地震等防災対策の充実強化

ア 南海トラフ地震、東海地震、神奈川西部地震など緊迫性が指摘される中、地震活動及び津波に関する観測・監視体制の整備と維持管理の強化を図ること。

また、「大規模地震防災・減災対策大綱」は、防災DXなど新たな視点を位置づけ見直し、大綱に定められる対策を関係自治体と連携し、住民の生命・身体・財産を守るために、財政支援を含めた災害対策の強化を図ることを国へ働きかけること。

イ 改定された神奈川県水防災戦略に基づき、頻発する水害を未然に防止するよう、引き続き、位置づけられた施策を関係自治体と連携し計画的に進め、風水害対策の強化を図ること。

ウ 東海地震の強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されている町村において、災害発生時の復旧支援活動に必要な主要道路を確保するため、これらの道路にある橋梁やトンネルの耐震診断及び補強工事に対する財政措置の更なる充実と、無電柱化の計画的な推進を引き続き国へ働きかけること。

また、県においては、既存の市町村自治基盤強化総合補助金の十分な予算を確保し、公共施設の老朽化対策をはじめ、町村が求める対象事業について使用可能となる補助金とするようさらに見直しを行うこと。

エ 完成時に移管された高速道路（自動車専用道路を含む）跨道橋の点検維持補修事業並びに耐震補強事業については、確実な財政措置が講じられるよう引き続き国へ働きかけるとともに、原因者からも、財政的支援が得られるような新たな制度を創設することを、国へ働きかけること。

オ 昨今の台風の大型化に備えるため、海岸保全施設の適正な維持管理を行うこと。

(2) 防災力強化のための支援制度の充実

ア 「市町村地域防災力強化事業費補助金」は、引き続き既定の補助率どおり確実に交付できるように予算を確保するとともに、補助率の引き上げや補助対象事業の拡充のための予算確保にも努めること。

イ 自治体がり災証明を発行するにあたり、引き続き、自治体職員の評価技術向上を図るための研修会を開催すること。

また、町村では技術職員が不足しており、迅速かつ適正な調査・評価が困難なことから、専門職員の派遣制度の構築を国へ求めること。

さらに、内閣府が発出しているマニュアルは分量が多く、詳細にわたっており、現場での活用にそぐわないため、一層簡便なマニュアルの策定を国へ求めること。

ウ 災害時に避難情報等を一斉発信することで、正確な情報を適時に収集できる防災行政無線は、身体・生命・財産を守る重要な手段である。デジタル方式に更新

した当該システムについて、情報発信の迅速化とともに、安定的に運用できるよう財政支援を国へ働きかけること。

エ 避難者への健康管理上の配慮等から、開設している避難所では不足が生じ、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げる必要が生じた際は、災害救助法の適用基準に該当しない場合であっても、必要な財政措置を講ずるよう、早期実現に向け、国へ働きかけること。

オ 住民の生命・財産を守るため、災害救助法適用以前に、住民を避難させ、避難所を開設・運営した場合であっても、必要な財政措置を講ずるよう、強く国へ働きかけること。

カ 平成29年3月の道路交通法改正まで、普通免許で運転可能であった5t消防ポンプ自動車については、消防団員の新たな負担とならないよう、講習受講による免許取得ではなく、従来のとおり、普通免許で運転が可能となるような制度とともに、普通免許で運転できる消防ポンプ自動車を配備する場合に必要な財政措置を講ずるよう、国へ働きかけること。

また、消防職員について、中型免許以上の取得に係る負担軽減を行う町村に対し、財政措置を講ずるよう国へ働きかけること。

キ 消防力の整備指針に基づき整備されるはしご自動車及び消防救急無線設備の更新や維持管理並びに指令センターや消防DXの推進にかかる機器の更新・整備について、安定的に運用されるよう財政的な支援制度を構築するとともに、国・県補助金や地方債及び交付税措置の拡充を図り、併せて国へ働きかけること。

特に現在補助対象外となっている維持管理経費についても、財政支援が図られるよう、制度の見直しを行うこと。

ク 気象庁による大雨警報及び土砂災害警戒情報の発表単位については、その多くが自治体単位となっているが、最初に警報基準に達した地点が、住民の居住地域から遠く離れた場所であっても、当該自治体全体を警報等の対象として発表されるため、実際と異なる場合がある。自治体の対応に支障が生じていることから、実態に即した発表方法を確立するよう、国へ働きかけること。

(3) 施設の耐震化の促進

社会资本重点整備計画に掲げられた官庁施設耐震基準100%の目標を達成するため、老朽化対策への財政支援の強化策として、「緊急防災・減災事業債」については、発災時に、ほとんどの部分が災害対応拠点として使用することとなる小規模自治体庁舎の現状を踏まえた対象事業に拡充するとともに、制度の恒久化と「市町村役場機能緊急保全事業」を早急に復活させることを国へ強く働きかけること。

また、上記の両事業については、事業に係る住民合意を得るのに十分な事業期間を設けることも併せて要望すること。

(4) 公共施設等における防犯対策の推進

ア 道路、公園等の公共施設への防犯カメラ、緊急通報システムの整備など、町村が犯罪抑止という視点で実施する施策・事業に対し、財政支援を講ずるよう、引き続き国へ働きかけること。

また、市町村地域防災力強化事業費補助金に基づく防犯カメラの設置については、補助対象や補助金額の拡大を図りながら引き続き継続し、地域防犯の強化を推進すること。

イ 登下校防犯プランに基づく点検活動により設置を要する防犯灯については、社会資本整備総合交付金ではなく、単独の財政支援措置を講ずることを国へ働きかけること。

ウ 防犯灯類については、温室効果ガス排出量や光熱費の効果削減を図るため、多くの自治体がLED化を進めてきたが、整備後10年を経過している自治体もあり、今後、多くの更新が生じることから、財政支援措置を講ずることを、国へ働きかけること。

(5) 警察官の増員と交番の増設等

平成31年3月に「神奈川県警察交番等整備基本計画」が策定され、都市開発などに対応する場合でも、県内全体では交番総数は増加させず近隣交番の移転や統合などにより対応していくことや交番等勤務員数の維持の方向性が示されたが、地域住民にとって最も身近な地域安全を守るうえで交番は重要であることから、効果的な交番の再配置を進めるとともに、統合により交番が廃止となった地域においては、アクティブ交番を配備するなど、更なる地域安全の確保に努めること。

また、警察官の更なる増員配置と交番の増設を進めるため、関連する予算の拡充を国へ強く働きかけること。

(6) 土砂災害警戒区域内の既存建築物に対する支援

近年多発する土砂災害の発生を踏まえ、土砂災害警戒区域内の既存建築物に対する支援制度を検討するよう、国に働きかけること。

(7) 交通事故防止のための交通安全施設の整備

交通事故多発抑止の観点から、町村の交通事故発生状況を分析し、信号機及び効果的な交通安全施設整備を図り、必要な予算の増額を行うこと。

また、地域住民はもとより、観光客の安全を確保するため横断歩道や道路のセンターライン、停止線などの不鮮明な路面規制標示の定期的な補修について、十分な財政措置を講じ、適切かつ迅速に対応すること。

(8) 「防災備蓄倉庫」の設置に係る要件の緩和

住民の安全・安心を守る目的で自主防災組織等が設置する防災備蓄倉庫について、地域の防災力の向上の面から、その設置が容易に可能となるよう、県における小規模な防災備蓄倉庫の建築基準法上の取扱いの一層の緩和を図ること。

また、同様の観点から、国が示す技術的助言の見直しを行うことを国へ働きかけすること。

(9) 大規模盛土造成地等の安全点検

宅地をはじめとする盛土箇所や大規模盛土造成地について、パトロール等による調査結果を町村と情報共有すること。

また、盛土規制法に基づき、県で予定されている規制区域の区域指定に向け、町村と十分な情報共有を図ること。

さらに、規制区域指定後の許可・検査・監督処分等の許認可事務については、都市計画法に基づく開発許可事務と密接・不可分にあることから、県において一体の事務として行うこと。

(10) 条例の施行前に行われた盛土や条例に規定する規模より小規模な盛土に関する支援等

県や町村の盛土に関する条例の施行前に行われた盛土や県の盛土に関する条例に規定する規模より小規模な盛土に関し、県は町村と情報共有を図るとともに、町村の求めに応じて技術的助言や財政的支援を行うなどの制度を構築すること。

3 自然環境の保全と快適な生活環境の整備促進

(1) 自然環境の保全

ア 近年の異常気象による豪雨により、崩落の危険性を未然に防ぐ上で重要な治山事業や森林整備事業については、県は引き続き国に財源を要望するとともに、「第4期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」に位置づけられた事業を着実に推進すること。

また、温泉を含む水資源を保全するためにも森林整備は不可欠である。第4期5か年計画は令和8年度までとなっているが、継続性が必要な事業であることから、必要な財源を確保したうえで、令和9年度以降においても、水源地域としての役割を再認識し、水源地域が抱える課題に対して、積極的な支援策を講ずるなど、引き続き実施すること。

イ 山地災害の防止と被害地の早期復旧を図る上で、今後とも県は整備財源を国に要望するとともに、小規模治山事業に係る単独予算を引き続き確保すること。

ウ 神奈川県市町村事業推進交付金の対象事業のうち自然環境の保全に係る事業（松くい虫被害対策自主事業及び鳥獣保護管理対策事業）について、交付金の拡大を図り、事業の所要額を満たす予算を確保すること。

エ 砂の減少により岩肌の露出が見受けられる海浜において、養浜やサンドリサイクル等を効果的に行い、安全な状態を保つこと。

特に、海水浴場として開設する海浜など、多くの利用が想定される海浜については、重点的に行うこと。

オ 広域化が懸念されるヤンバルトサカヤスデについては、生息域の把握等調査を進め、まん延防止を図るための具体的な対策を講ずること。

カ 平成3年4月1日付で神奈川県とかながわ海岸美化財団で締結された協定書により、海岸漂着物等対策事業として海岸清掃を実施しているが、平成3年3月27日付で神奈川県と沿岸13市町で締結したかながわ海岸美化財団の設立に関する合意書どおり、通常清掃、緊急清掃の事業内容を明確にし、事業費の負担等を行うこと。

(2) 森林整備に対する支援

森林管理システムについては、町村の意見を常に聞きながら、業務運営対応力向上を図るため、町村向けの研修や技術支援などの措置を強化するよう、国へ働きかけること。

(3) 地球温暖化防止に向けた支援の充実

ア 地球温暖化の防止、エネルギーの地産地消や地域の活性化を図るため、町村等が整備する太陽光、風力、水力発電等の再生可能エネルギーを積極的に導入できるよう、手続きの簡素化を国に要望するとともに、国の支援制度に加え、県独自

の政策として初期投資への助成を検討すること。

イ 再生可能エネルギー設備等、及び省エネルギー設備等の更なる普及拡大を図るため、交付要件の緩和や、対象事業・補助率の見直しを行い、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金をより活用しやすいようにするよう国へ働きかけること。

また、交付率についても地方自治体に多大な財政負担が生じないよう見直しの実施を国へ働きかけるとともに、設置者負担額の軽減のための財政支援制度の充実を図ること。

ウ かながわ脱炭素ビジョン2050を実現するため、全県民に向けた啓発を主体的に行うとともに、専門人材の派遣や、「神奈川県地球温暖化対策計画」に位置づけた町村の脱炭素に向けた取組に対する支援を充実させること。

エ 地球温暖化対策を進めるうえで太陽光発電施設等の普及促進は重要であるが、景観、土地の形質変更に伴う防災機能の低下等も懸念される。太陽光発電施設等の設置に係る基準等に関しては、複数の部局、制度にまたがることから、横断的な条例の制定や、ワンストップ窓口の設置などを検討すること。

(4) 有害鳥獣対策の強化充実

ア 各地域における有害鳥獣被害状況（農作物被害や生活被害のほか、森林の植生劣化等）を検証し、実情にあった施策を展開する意味から、かながわ鳥獣被害対策支援センターに配置された鳥獣被害対策専門員に担当区域を設けた人員配置を行う等、県内地域の状況や加害獣の特性を理解した上で、実効性のある対策を講ずること。特に生息範囲や生息数が拡大している、シカ、イノシシについては、第二種特定鳥獣管理計画等に基づき積極的に対策を講ずること。

イ 深刻化・広域化する鳥獣被害対策で、国はジビエを活用した取り組みを進めており、ジビエ活用の有無によって支援に差異が生じているが、野生鳥獣による農作物被害等が著しく、ジビエ活用よりも個体の減少、撲滅を優先せざるを得ない状況にあることから、支援策を見直すよう国へ働きかけること。

ウ ツキノワグマの人里への出没が増加しており、住民の不安が高まっていることから詳細な生息数、生息域及び行動範囲の把握に努め、引き続き、町村への迅速な情報提供を図るとともに、緊急時の迅速かつ柔軟な対策を講ずること。

エ 有害鳥獣の捕獲に伴う捕獲活動経費は、鳥獣被害防止総合対策交付金の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業により、単価が定められているが、この単価は制度開始以来ほとんど変わっておらず、捕獲用資材価格の上昇などにより、現在の捕獲者の経費負担に見合っていないため、単価の見直し（引き上げ）を行うよう国へ働きかけること。

さらに、県有害鳥獣捕獲奨励補助金については、引き続きその効果検証を行いながら制度を継続すること。

(5) 廃棄物処理施設整備への財政措置の拡充

- ア 循環型社会形成推進交付金について、町村の事業実施に合わせ必要な予算額の確保とごみの広域処理に必要な施設の整備及び廃棄物処理施設と一体不可分な用地・建物整備もすべて交付対象に加えるなど、交付対象の拡充や交付要件の緩和を国へ引き続き要望し、その実現を図ること。
- イ 町村は、プラスチック資源循環法において、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及びリサイクルのための体制や施設の整備など、必要な措置を講ずるよう努めるものとされており、リサイクル先の確保が必要であるため、県として主導するとともに、リサイクル事業者の安定的確保について引き続き支援すること。

(6) 墓地等の経営の許可等に関する指針の策定

神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則では、住宅と墓地の距離規定はあるが、納骨堂には距離規定がなく、権限移譲された自治体の条例の相違により周辺住民の生活環境に影響を与える可能性もあるため、広域的見地から、納骨堂と住宅との距離規定に係る指針を示すこと。

(7) 航空機等による騒音等に対する対応の強化

- ア 厚木海軍飛行場は、周辺市町村で深刻な航空機騒音被害が発生しているが、住民が航空機の種類を判別できない場合も多いことから、航空機が不明な場合でも一括して対応可能な問合せ先の設置、及び激しい騒音や低空飛行による脅威を感じることが予想される際には、事前に情報提供及び住民への十分な説明を行い、厚木海軍飛行場騒音規制を遵守するよう、国へ働きかけること。
- イ レジャーなどに利用される超軽量動力機いわゆるエンジン付きパラグライダーについて、住民から騒音に対する意見が寄せられている町村もあることから、エンジンやプロペラ等から発生する音量等の実態調査を行うとともに、飛行可能な地域の設定なども含め、必要な規制等の検討を行うこと。

(8) 新たな外国人材受入れ環境の整備

外国人が地域において円滑な生活を送るための医療や福祉サービス、就労、日本語教育及び災害時などの外国人受入れ環境の整備にあたって、速やかに町村に情報提供し連携を強化するとともに、財政面を含めて必要な支援体制を講ずるよう、引き続き、国へ働きかけること。

また、県においても、既存の「外国籍県民相談」及び「多言語支援センターかながわ」の相談窓口において、対応言語を増加させるなど、外国籍住民が暮らしやすい環境づくりに努めること。

(9) ナラ枯れ対策に係る財源の確保

県下全域に拡大するナラ枯れは、倒木による人的・住宅被害が懸念されるため、

拡大防止にあたっては、市町村の取り組みに加え、広域的な観点から、県主導で対策を講ずること。また、対策に必要な財源の確保が十分図られるよう国へ働きかけること。

(10) 民泊及び簡易宿所の適切な指導徹底及び情報共有

民泊法に基づく施設や管理人等が常駐しない簡易宿所などに対しては、騒音やゴミ出し等に関する問題発生の有無を確認するとともに、町村と連携し適切な指導等を実施すること。

また、違法民泊の疑いや騒音被害などに関する連絡があった場合、適切な事実確認を行い、調査や指導の結果について、当該施設の所在町村と情報共有を図ること。

4 保健・医療・福祉対策の充実強化

(1) 地域保健医療対策の充実

ア 産科、小児科など、特定の診療科の医師を中心に、医師数・病院数の偏在が生じており、救急医療体制の維持が厳しい地域も見られるため、県として安定した地域医療提供体制を確保するとともに、医師の就業環境改善のための措置を図るなど、抜本的な医師確保対策を講ずることを国へ要望すること。

また、小児科の二次救急医療体制を維持するために、「地域医療介護総合確保基金」の増額を国に働きかけ、市町村が提出した事業計画書どおり実施できるようすること。

イ 安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めるためにも、地域における中核的な総合医療機関に、周産期医療体制及び小児医療体制を充実させることが不可欠である。

特に医療サービスが脆弱な町村部における医療ニーズを的確に捉え、継続的に質の高い医療サービスを安定的に提供することができるよう、県として医療体制の一層の充実強化を図るとともに、医療機関に対して適切な指導を行うこと。

ウ 第4期がん対策推進基本計画に位置づけられた各種がん検診の受診率目標の達成のため、費用の全額を国庫負担とすることを国へ要望するとともに、県としても町村と連携し、必要な支援を行うこと。

エ おたふくかぜ及び帯状疱疹等有効性、安全性が確認されたワクチンについては、早急に予防接種法における定期接種の対象とし、その際には、地方交付税等の措置ではなく、費用の全額を国の責任において措置するよう引き続き国へ要望すること。また、帯状疱疹ワクチンについて、国が定期接種化するまでの間、県による助成を行うこと。

オ ワクチン接種後の症状発症者に対する救済措置を早期に実現するため、救済手続きの簡素化と迅速な審査を国へ要望すること。

カ 前立腺がんについては、現在対策型がん検診に含まれておらず、任意型がん検診や自己負担による検診が実施されているところだが、生活習慣の変化や平均寿命の上昇等により、り患者が急増していることから、検診実施自治体に財政措置を講ずるよう国へ働きかけるとともに、県としても町村と連携し、必要な支援策を講ずること。

(2) 障がい者等に対する助成制度の充実

ア 障がい者に対する各種補助制度について、規定の補助率を維持し、確実な予算措置を要望するとともに、国に対して「義務的経費」として位置づけるよう、引き続き国へ働きかけること。

イ 障害者総合支援法に基づく自立支援給付費の国庫負担上限額を撤廃し、併

せて地域生活支援事業に係る費用を国の義務的経費と位置付けるよう国へ働きかけること。当該費用が負担金化されるまでの間については、国の規定補助率と実質補助率との乖離によって町村に過度な負担が生じないよう、十分な財政措置を国へ働きかけること。

また、町村が地域生活支援事業を円滑に実施するには、あらかじめ歳入額を的確に見積もる必要があることから、県の補助額を早期に町村に明示すること。

ウ 現在、障がい者手帳を有する方へ補聴器の購入補助制度はあるが、加齢性難聴に対しては一部の自治体が独自に高齢者の補聴器購入に対し助成を行っている状況である。

高齢者人口が増加する中、補聴器を必要とする高齢者が、生活の質を落とすことなく、心身ともに健やかに過ごすことができるために、国の負担による加齢性難聴者への補聴器購入に対する公的補助制度の創設について、県として働きかけること。

エ 国補助事業である「医療的ケア児等総合支援事業」及び「地域障害児支援体制強化事業」については、こども家庭庁に移管されたことにより、補助率が変更され、国と町村がそれぞれ1/2負担に変更された。しかしながら、障害のある子どもの支援に係る県と町村との連携強化、及び県内の支援格差是正の観点から、引き続き県による町村への財政支援及び財政負担を行うこと。

(3) 国民健康保険制度等の改革

ア 国民健康保険制度を円滑に運営するため、国保財政の構造的課題に対する3,400億円の財政基盤強化策等の効果を検証するとともに、現在の国民健康保険制度の円滑な運営のため、必要な追加支援策を実施すること。

また、保険料水準の統一に係るロードマップについては町村と協議を継続し、着実に推進を図ること。

さらに、国保制度の安定的な運営に資するよう、国が責任をもって制度設計を行い、地方自治体と協議し、国保基盤の強化を図ることを県として要望すること。

イ 子育て世帯の負担軽減策をより一層拡大するため、現在の未就学児を対象とする均等割保険料（税）の軽減措置については、令和8年度に創設される子ども子育て支援金と整合をとり、18歳までの被保険者を対象とするよう国へ働きかけること。また、併せて国による十分な財政措置を講ずるよう働きかけること。

ウ 町村の安定的な国保財政運営のために取崩した国保財政安定化基金の減少分を、今後の事業費納付金に上乗せする場合は、町村と十分に協議を行い、算定する上で激変緩和措置を図るとともに、国庫補助の拡大等を国に働きかけること。

エ 重度障がい者やひとり親家庭等への医療費助成については、国保財源である国庫負担金（療養給付費等負担金）の減額措置がとられているため、この措置を早急に廃止するよう引き続き国へ働きかけること。

オ マイナ保険証への移行と現行保険証の廃止について必要な広報等は、国が主体的に実施し、医療保険者の事務負担が増大しないようになるとともに、移行に伴い町村に生じる費用については、その全額を国が負担するよう国へ働きかけること。

(4) 児童福祉の充実

町村での児童相談ケースが、増加かつ複雑化するなかで、町村の相談体制の整備は益々重要性を増している。

改正児童福祉法により、「こども家庭センター」の設置が努力義務とされたが、町村では統括支援員の配置については財政措置を含め、その確保に大変苦慮している状況にある。

そこで、県は児童福祉司の増員など、児童相談体制の更なる充実強化を図り、町村の負担軽減を図る一方、統括支援員など専門職員の確保等、町村の相談体制の整備に係る財政支援を引き続き国へ強く働きかけること。

(5) 介護保険制度の充実

ア 保険給付費の国庫負担分は、25%のうち5%が調整財源とされ、市町村間で交付率に格差が生じており、第1号被保険者に負担を強いることになるため、保険料に転嫁されることのないよう、引き続き強く国へ働きかけること。

イ 介護保険サービス利用料は、依然として、不均衡が生じていることから、統一的で公平な運営を図るため、介護保険料と同様、法制度として明確な位置づけをし、必要十分な財源支援措置を講ずるよう、引き続き国へ働きかけること。

ウ 介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施にあたり、十分な財政措置を講ずること。また、上限額を超える場合の個別協議は例外的な取扱いとされ、見直しが行われているが、保険者の実情に応じた柔軟な対応を図り、保険者への支援を充実させる観点から、更なる見直しを行うことを、国へ働きかけること。

エ 地域包括ケアシステムの構築に向け、医療・介護従事者の人材養成やスキルアップを行い、より積極的に人材の確保・活用の支援に取り組むこと。

また、介護人材の不足が深刻化する中、人材の確保・維持に必要な制度改正や地域包括支援センターの職員配置の柔軟化、及び財源措置等について引き続き国へ働きかけること。

オ 介護事業者において、質の高い介護職員が確保され、安定した事業運営ができるよう、介護人材の確保策及び処遇改善の更なる充実を図るとともに、独自に研修支援等を行う自治体や介護サービス事業者の負担軽減を図るため、国の責任において十分な財政措置を講ずるよう国へ働きかけること。

(6) 成年後見制度における中核機関の設置に向けた支援

判断能力が不十分な高齢者等を支援する成年後見制度において相談窓口となり、関係機関等との調整役を担う「中核機関」の設置とその運営については、関係機関相互の連携や専門人材の機能強化など、広域自治体として主導するとともに、必要な財政措置を講ずるよう国へ働きかけること。

(7) 引き取り手のない死亡人の取扱に係る費用負担の見直し

身寄りがなく、引き取り手のない死亡人の火葬、埋葬等の取扱費用については、墓地埋葬法により町村が負担しているが、町村に一方的な財政負担が生じないよう、法改正により都道府県による弁償の規定を明確にするとともに、諸事情により町村が負担せざるを得ない費用については助成を行うなど対策を講ずるよう国へ働きかけること。

5 こども・子育て支援政策の推進

(1) 「子ども・子育て支援制度」の推進

ア 1号認定に係る施設型給付は、法定負担とされている全国統一費用部分(国1/2、県・町村各1/4)の他に、公定価格に対する地方単独費用部分が設定されており、町村に過大な財政負担を強いるものであることから、地方単独費用部分を直ちに撤廃し、公定価格全体を国庫負担対象額とする本来の制度に改正するよう国への働きかけを行うこと。

また、子ども・子育て支援制度の着実な促進を図るため、神奈川県子ども・子育て支援交付金の継続と更なる充実を図ること。

イ 幼児教育・保育の無償化の対象となっていない、いわゆる「幼児教育類似施設」に通う保育の必要性のない子どもに対し、令和3年度より利用料の一部を給付しているが、子育て支援の拡大を図る観点から、満3歳児以上の子どもの利用料を無償化するよう制度の見直しを国へ働きかけること。

(2) 子ども・子育て支援、待機児童対策等のための補助制度の見直し

ア 保育緊急対策事業費補助のうち、「低年齢児受入れ対策緊急支援事業」は、補助制度を継続すること。

併せて、民間保育所に対する補助のみでなく、公立保育所への補助、特に、老朽化した施設の整備や耐震化等への財政支援、保育士の人事費及び人材育成に対する支援等対象経費の拡充を図ること。

イ 放課後子ども教室推進事業については、県の補助金積算調整基準の根拠を明確にし、国の実施要領と整合を図るとともに、引き続き県の予算を確保すること。

また、町村が今後も安定的かつ一層の事業充実を図ることができるよう、必要経費の地方財政措置を講ずるよう、引き続き国へ働きかけること。

(3) 多様な医療費助成の充実

ア 子どもの医療費の助成は、子どもの健全育成と保護者の経済的負担軽減の重要な支援策である。また少子化対策の観点からも、国において、全国統一的な子どもの医療費助成制度を創設することを県として引き続き働きかけること。

また、県は令和5年度から小児医療費助成制度の対象年齢を就学前から小学校卒業までに引き上げたが、県補助対象である中学生の入院については、償還払いのみを補助対象としており、現物給付を基本とする市町村補助制度の実情が考慮されていないため、早急に制度を見直すこと。

イ ひとり親家庭等医療費助成、重度障害者医療費助成については、制度改正から16年が経過し、社会経済情勢が大きく変化していることから、制度のあり方について、改めて町村と協議をする場を設け、早期に検討を開始すること。

また、この2つの助成制度については、法律等に基づく全国統一した助成制度とするよう、国へ働きかけること。

ウ 不妊治療の保険適用の拡大を国へ働きかけること。また、保険適用されない間は、県による不妊治療費助成事業を拡充し継続すること。

また、不育症治療については、専門医の育成及び助成に係る予算を確保するよう、国へ働きかけること。

6 産業の振興及び観光施策の推進等

(1) 県内の観光の推進

ア 県内農林水産業の資源を活かし、神奈川県6次産業化推進計画に位置づけられた取り組み方針や目標等の達成と、観光資源ともなるブランド商品の開発・強化を進めるため、県は神奈川県農山漁村発イノベーションサポートセンターとともに、町村へ積極的な支援を行い、地域の活性化に努めること。

イ 町村が、観光基盤の充実・強化を図るため、施設整備を行う場合に、その整備に係る新たな財政措置を講ずるよう引き続き国へ働きかけること。

ウ 観光イベントにおける観光客の交通手段の1つとして、バスは大きな役割を果たしているが、運転手不足による減便等の輸送力の低下が、観光行事を取り巻く環境にも大きな影響を与えている。

そこで、運転手不足の解消に向けた具体的な施策を講ずるとともに、道路運送法第21条に基づく一時的な需要に係る一般貸切・一般乗用旅客自動車運送のための交通事業者への財政支援や、観光地への誘客、及び観光地の観光消費額促進に向けた地域内の周遊性向上のために行う自治体の取組みに対し、具体的な支援策を講ずること。

(2) I Cカードの広域利用による観光振興

観光振興と生活関連利用者の利便性の向上を図るため、T O I C AエリアとS U I C A首都圏エリアをまたがる利用が可能となるよう、関係機関等を通じて鉄道事業者や国に対し、引き続き働きかけを行うこと。

(3) かながわブランドの振興に係る支援の充実

茶の消費量・栽培面積ともに減少傾向にあるなかで、かながわブランドに認定されている「足柄茶」の振興を図るため、農業機械等の購入費助成やスマート農業技術の導入について、県補助事業の充実を図ること。また、茶の消費量増加のため、茶の地産地消を促進する県主体の事業を実施すること。

(4) 産業・観光振興に係るICTやAIの導入促進及び支援

産業・観光振興に係るICTやAIの導入については、県は、町村と連携して積極的に取り組むとともに、町村や事業者がICT・AIの導入、活用や環境整備に係る独自の取り組みを行う場合に助成を行うなど、その推進を図ること。

(5) 小規模な農業災害における補助制度の創設

農業の衰退を防ぎ、将来にわたって安定した農業生産を行う上で基盤となる農地が、近年の異常気象による豪雨等により被災した場合、国庫補助事業の要件に満た

ない小規模災害については、助成制度が多岐にわたることから、わかりやすく周知を図ること。

(6) 高病原性鳥インフルエンザの防疫対策における農場の分割管理の推進

国では、鳥インフルエンザ発生時に全羽殺処分とはしない「分割管理」を進めており、マニュアルが示されているが、分割管理の施行にあたって県は速やかな確認を行うほか、発生予防やまん延防止に係る支援の拡充、また施設整備等に充てられる充実した財政支援制度の構築を国へ働きかけすること。

(7) 「建築物として取り扱わないビニールハウス」等の取扱いに係る弾力的な運用

スマート農業を行うビニールハウスでの農業経営を目指す法人等の参入を促し、魅力ある農業を次代につなぐため、「建築物として取り扱わないビニールハウス」に係る取扱いについて、高さ及び面積要件を廃止するとともに、被覆材の要件についても弾力的に運用すること。

また、ガラス素材を使用した温室等について、農業用で使用する施設については、建築基準法上の建物として取り扱わないよう基準の緩和を図ること。

(8) 伐採造林届の提出の周知

伐採及び伐採後の造林の届出等の制度に係る伐採造林届の提出について、制度を知らないことによる無届伐採の事例が発生している。町村は広報紙やホームページでの周知に努めているが、無届伐採を解消する観点から、県からも制度の周知徹底や必要な措置を行うこと。

7 都市基盤等の整備促進

(1) 土地区画整理事業への新たな補助制度の創設

公共団体施行の区画整理事業について、財政基盤が漸弱な町村にとっては財源確保が困難なため、組合施行の事業と同様な補助制度を県として構築すること。

(2) 社会資本整備総合交付金の充実

国に対して、次の各項目について働きかけること。

ア 都市基盤整備を推進するうえで有意義な本交付金については、町村の要望額を下回る内示額が示され、一般財源等で充当せざるを得ない状況が続いているため、適切な所要額を確保すること。

イ 本交付金により、更新を含めた道路の建設、改修等が確実に実施できるよう、必要な財源を確保するとともに、現在交付金対象となっていない事業についても、長期安定的に道路整備及び管理を推進することができるよう、本交付金の対象とすることを国に働きかけること。

ウ 橋梁・トンネルの修繕や点検に対しては、技術的支援の体制整備や必要な財政措置を引き続き講ずること。

(3) 町村部における県道整備の推進

町村部における県道は、住民の最も基本となるインフラであり町村の骨格を形作るものであることから、県内道路ネットワーク全体のバランスに配慮しつつも、町村部の道路整備の重要性を認識し、国庫財源を含む必要な予算確保に努め、着実に整備を実施すること。

また併せて、町村のまちづくり推進に係る、局所改良的な道路環境整備も重要なことから、着実に推進すること。

(4) 生活交通の確保対策の充実

生活交通の確保・維持については、国の「地域公共交通確保維持改善事業費補助制度」や県の「地域公共交通確保維持費補助制度」を活用しているが、今後とも住民の生活の足を確保するために、次の対策をとること。

ア バス路線は、不採算による路線からの撤退や減便により、町村民の利便性が損なわれているため、県は「補助額の増額及び町村の要望に対応可能な予算額の確保」を国へ働きかけるとともに、人口減少が続く地域のバス路線維持のための県独自の補助制度を創設すること。

イ 地方創生や高齢化対策、また地球温暖化対策の観点からも公共交通は重要であるが、県の補助制度は、路線のキロ程要件や広域拠点の中心となる鉄軌道駅に接続することなど、補助要件が厳しいことから、その緩和を図るとともに、国と協調して補助を行うこと。

ウ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正に伴い、地域公共交通計画の作成が「地域公共交通確保維持事業」による補助要件として定められたが、特に広域的な路線に係る計画については、路線バス事業者が、今後とも地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の補助を受けられるよう、県として、主体的にその役割を果たすとともに、町村に対して支援を行うこと。

(5) 河川区域内における環境保全対策の充実

自治会への委託制度等によって、河川環境の保全を図っているものの、自治会の高齢化等から、管理が行き届かない箇所も見受けられるため、河川管理者による草木の除草並びに伐採を充実すること。また、自治会への委託制度等による場合は、必要な財政支援を講ずること。

(6) 合併処理浄化槽設置に係る財政措置の継続

河川水質環境の改善を促進させるには、合併処理浄化槽設置を加速させる必要があることから、補助制度拡充のための財政支援措置を講ずること。なお、国の循環型社会形成推進交付金については、引き続き、支援されるよう国へ働きかけること。

(7) 上下水道事業の整備促進に伴う財政措置

ア 上下水道施設の改修や老朽化に伴う更新、耐震化に係る工事費並びに維持管理費の増大は、安定した上下水道事業を運営するうえで制約となることから、国庫補助事業における採択要件の緩和、補助率の引き上げ及び補助要望額に応じた予算の確保を国へ要望するとともに、県においても施設の維持管理に係る補助制度の創設を検討し、国との共同補助とすること。

イ 下水道事業については、現行の地方交付税への算入方法の改善等、地方交付税制度の改善充実に向け、継続的に国へ要望すること。

ウ 国策として進める下水道事業の広域化・共同化の推進について、施設の老朽化や職員数の減少、人口減少に伴うサービス需要の減少などの課題が山積している状況に鑑み、将来にわたる住民サービスを確保するため適切な財政措置を講ずることを国へ求めること。

また、県においては、令和5年3月に策定した神奈川県汚水処理事業広域化・共同化計画を着実に推進するとともに、町村が抱える課題の解決に向けた必要な支援を行うこと。

(8) 公共施設の計画的更新の促進

国の指導により策定した公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画等に位置付けられた公共施設等については、老朽化対策をはじめとした適正管理を推進するため、引き続き財政支援の拡充を国へ働きかけること。

(9) 街区公園等規模の小さな公園の大規模改修及び新規整備に係る補助制度の創設

町村においては、小規模な都市公園が多い中で、大規模改修や新規公園を整備する場合に、補助要件を緩和した町村が活用しやすい、新たな補助制度の創設を国へ働きかけること。

8 教育施策の推進

(1) 教育指導体制の強化

ア 学校が抱える複雑多岐にわたる課題の解消とともに、きめ細やかで質の高い教育実現のため、小中学校における教職員定数の弾力的な運用を図るよう、引き続き国へ働きかけること。

また、小規模校に対する教職員の加配とともに、学校教育活動の一層の充実を図るためにも、スクール・サポート・スタッフの継続的な配置及び学習指導員の配置に係る財政措置についても引き続き国へ働きかけること。

イ ヤングケアラー及び虐待など家庭環境に課題をもつ児童・生徒に対する支援及び教育相談機能の充実強化を図るため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの派遣日数拡大と増員が図れるよう、国に対し補助率の引上げ等の財政支援を引き続き働きかけること。

ウ 児童・生徒の読書環境を整備し、読書活動の拡充を図るため、町村の小中学校で等しく司書教諭の配置がされるよう、司書教諭の標準定数を義務標準法に規定するよう国へ働きかけること。

エ 近年、特別支援学級の児童・生徒や通常級において発達障害の可能性がある児童・生徒が増加していることから、個別最適な学びの実現に向けた特別支援教育支援員のニーズが高まり、町の財政負担が増大しているため、支援が必要な児童・生徒数に応じて特別支援教育支援員を各町村に公平・公正に配置できるよう、交付税措置によらない財政支援制度を早期に確立するよう国へ働きかけること。

(2) 少人数学級編制の実現

義務標準法の改正により、令和7年度に小学校の35人学級編制が実現されるが、この効果を検証し、引き続き、中学校における35人学級編制の実現に向け、早期に同法の改正を行い、施設整備や教職員の確保等を図っていくよう国に働きかけること。

(3) 子育てのための施設等利用給付交付金の充実

子育てのための施設等利用給付交付金については、補助対象事業費の額に圧縮率を乗じた額とならないよう、事業の遂行に必要な所要の国費を確保し、町村の超過負担を生じさせないことを、引き続き国へ働きかけること。

(4) キャリア教育の推進に伴う支援

町村がキャリア教育を推進するにあたり、研修等を引き続き行うとともに、町村が取り組む上で十分な支援を行うこと。

(5) 「学校施設環境改善交付金」の条件緩和

施設整備に有効な「学校施設環境改善交付金」は、制度の運用面において、申請にあたっての日程的な問題や執行上の制約があり、町村の財政を圧迫しているため、「学校施設環境改善交付金」の条件緩和を引き続き国へ働きかけること。

特に、同交付金の対象では、小学校と中学校を統合して義務教育学校を新設する場合、統合に伴う既存施設の改修のみが補助対象となっているため、新たな場所に新築する場合も補助対象とするよう国へ働きかけること。

(6) 学校教育の振興

新学習指導要領により、小学校のプログラミング教育や外国語教育といった新たな対応が求められていることをふまえ、教員定数及び加配定数配置の充実、外国語指導助手(ALT)の配置や指導環境の構築、指導教材の充実のための経費に係る財政措置を充実させるよう、引き続き、国へ働きかけること。

(7) I C T・プログラミング教育の推進

情報モラル指導やプログラミング教育を実施するため、I C T機器を活用した授業等を行っていくうえで、I C T支援員の役割は重要であり、学校からの要望も常に大きなものとなっていることから、I C T支援員雇用にかかる費用は交付税措置によらず、財政支援を講ずるよう国へ働きかけること。

(8) 学校行事に伴う看護師等の配置

修学旅行や宿泊学習などの宿泊を伴う学校行事への養護教諭の参加や研修等により、自校の保健活動が手薄となるため、養護教諭の働き方改革と併せて、養護教諭が不在の際に、代替養護教諭や看護師などを配置することができる財政的・人的支援を、保護者や町村に負担のない制度として構築すること。

(9) G I G Aスクール構想をはじめとしたICT環境整備への財政支援の充実

児童・生徒への1人1台の端末整備については、端末の更新や校外や家庭での活用に伴うランニングコストとともに、ICT環境を有効に活用していくための人員費等も経常経費として含めた、端末1台の運用に対して通常必要となる費用をもとに補助単価を定め、児童・生徒の人数等を乗じた交付をするなど、簡易な算定根拠による財政措置を図るよう、引き続き国へ働きかけること。

(10) スクール・ロイヤーの体制整備

学校で発生する複雑・多岐に渡る問題について、教員の負担軽減を図るとともに、児童・生徒の最善の利益を念頭に置き、法的観点から迅速な初期対応と継続的な支援を行うスクール・ロイヤーについては、町村が利用しやすい体制整備を図り、引き続き支援を行うこと。

(11) 給食食材料費の高騰に伴う保育所等の公定価格の改定

物価高騰の影響により、保育所等の給食費において、食材料費が貯いきれない状況にあることから、給食の質や量、栄養バランスを維持し、公平な費用負担とするために隨時見直しを行い、適正な公定価格に改定するよう国へ働きかけること。

(12) 医療的ケア看護職員の配置に伴う財政措置

医療的ケアを必要とする児童生徒の健康と安全な学校生活を送るための支援として、在籍校に医療的ケア看護職員の配置を行う場合、国、県、町村それぞれ3分の1の負担措置とすること。

(13) 学校栄養教諭等の配置

子どもに対する食育の重要性と食物アレルギー対応や異物混入防止等、食の安全性を確保するため、栄養教諭並びに学校栄養職員の配置を拡大する観点から国の配置基準を見直すよう国へ働きかけること。

また、国の配置基準が見直されるまでの間、配置基準を引き下げる県独自基準を設置し、国の配置基準により配置人員に減員が生じる場合でも、栄養教諭等の減員を行わないこと。特に栄養教諭未配置である町村へは、早急に配置すること。

(14) 部活動の地域移行について

国は令和5年から令和7年までを「改革推進期間」と位置づけ、休日の部活動について、合同部活動や部活動指導員の配置により地域と連携することや、学校外の多様な地域団体が主体となる地域クラブ活動へ移行することについて、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すよう、各自治体に求めている。

このことを踏まえて、地域の実情に応じた地域移行のあり方を検討・実施していくためには、地域移行することで生徒及び保護者へ過大な費用負担が起きないようしていくこと、持続可能な地域移行のために、指導の対価として十分見合う報酬が指導者へ支払われること等が必要と考える。

については、国の方針を踏まえた部活動の地域移行を実現させていくために、次の事項について要望する。

ア 地域移行により、活動場所への交通費や団体へ支払う利用料、スポーツ保険の支払い等、受益者負担が過大とならないように財政支援を行うこと。

イ これまで部活動の指導は、顧問（教員）が担っており、その費用については、県費教職員ということで、県が負担していたことから、地域指導者への報酬等については、町村負担が生じないようにすること。

ウ 地域のスポーツ団体等の人材資源が少ない小規模自治体にとっては、指導者の確保が困難なことから、広域的な地域移行の仕組みや制度確立などに対する国・県による人的支援を含めた支援策を講ずること。

(15) 重要文化財保護の充実

国の「継承の危機に瀕する文化財保護の緊急強化」として施策を推進するという趣旨を踏まえ、予算措置について、災害復旧分と通常分を別枠で計上するとともに、通常分においても所要額を確保するなど、財政措置の充実を図るよう国に強く働きかけること。

II 地域要望

II 地域要望

1 三浦半島地域要望

(1) 「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区への格上げについて（葉山町）

葉山町及び逗子市に存する「二子山地区」は、三浦半島の骨格的な緑地を形成する「逗子・葉山近郊緑地保全区域」に位置しており、良好な自然環境を有している。

当該地区は、現在、県が中心となり推進している「三浦半島国営公園設置促進期成同盟会」において、「国営公園連携地区」と位置付けられている。

平成16年2月、期成同盟会代表幹事である県土整備部長は、「二子山地区」については、「近郊緑地特別保全地区」に指定し保全することが適切であるとの考え方を示すとともに、国営公園と一体となった広域的な緑地の保全のために、所管部局と連携し、緑の保全と活用について積極的な取組みを進める旨の見解を書面により示している。

葉山町においてもこれらの見解に即し、緑の基本計画においては平成18年の改定以降継続して、重点施策に「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区の指定について明確に位置付けたところである。

県の「かながわグランドデザイン基本構想」においても、三浦半島地域圏における政策展開の方向として国営公園誘致などの大規模な緑地の保全を行うこととしていることと併せ、速やかに具体的な指定に向けた検討を推進していただき早期実現を要望する。

(2) 県道逗子葉山横須賀線（三浦半島中央道路）の逗子側までの延伸と、快適に利用できる道路整備について（葉山町）

平成28年9月1日、葉山町商工会が南郷地区に「SHOPPING PLAZA HAYAMA STATION」を開業したことに伴い、町内外から多くの人が訪れている。それにより、県道鎌倉葉山線（旧逗葉新道）の渋滞に加え、南郷交差点付近のイトーピアや葉桜住宅を逗子方面へ抜ける車両が一段と増加している。このことから三浦半島中央道路北側の逗子区間については、交通量・地質調査等の結果を踏まえ、地域住民の理解を得ながら早期延伸を実現すること。

また、三浦半島の4市1町の首長で構成する「三浦半島サミット」による「自転車半島宣言」に基づき、自転車を利用した様々な観光振興に関する取り組みが展開されている。

こうした取り組みを推進するため、県がすでに行っているパトロールによる良好な道路の維持管理に加え、道幅の確保等により、自転車が既設の国県道を安全かつ快適に利用できるような支援を要望する。

(3) 葉山海岸サンドリサイクルの継続について（葉山町）

葉山海岸においては以前より砂が減少しており、昨今の台風の大型化により非常に大きな波が押し寄せ、場所によっては砂浜奥の防波として想定されていない護岸や石積み擁壁に打ち付けていることから、安全面に懸念がある。

県においては、「相模湾沿岸海岸浸食対策計画」に基づき、計画的にサンドリサイクル等を実施していることと思いますが、海浜地における安全確保及び景観保全のため、取り組みを継続していただくよう要望する。

2 湘南地域要望

(1) 東海道新幹線新駅誘致及びツインシティ倉見地区まちづくりの整備促進について（寒川町）

新幹線新駅設置とこれに伴うツインシティ倉見地区のまちづくりは、本町北部の核となるばかりでなく、県央・湘南都市圏の南のゲートとして県土の均衡ある発展のために必要不可欠な事業であり、新駅の受け皿にふさわしいまちづくりに向けた地元合意形成の取り組みを鋭意進めるとともに、期成同盟会の一員として新駅誘致の要望活動等を行っている。

しかしながら、この事業による経済効果は町域にとどまらず県央・湘南の広域圏域に及ぶ大事業であり、加えて、今後は同盟会において新駅設置費用の負担割合の協議も控えており、その財源確保は大きな課題となっている。これは新駅誘致地区が本町倉見地区に決定した時からの県と町が共有する懸案であると認識している。

また、国、県等による通常の補助金等だけでは、当町のまちづくり事業や、県央・湘南都市圏の南のゲートを形成するための財源の確保は困難であり、県担当課との協議調整を重ねているが、このままでは抜本的な事業の見直しをせざるを得ない状況にある。

よって、

ア 新駅設置及び当まちづくりの実現に向けては、既定の補助制度のみならず県央・湘南都市圏の南のゲートを位置づける広域的な立場でもあることから、ツインシティ整備の意義でもある「県土全体のバランスある発展」を導く核を形成するためにも、更なる財政的支援について引き続きご尽力、ご指導くださるよう要望する。

イ 町は、同盟会の中でも極めて小さな財政規模であることをご理解いただき、新駅を要望する地元自治体として、地元の関係者と調整を進めながら事業計画の具体化を図っていくためにも、事業の組み立て方など現実的な事業スキームへのご尽力ご指導、駅設置費用の早期検討に着手していただくとともに、負担割合算定にご配慮くださるよう、併せて要望する。

(2) 神奈川県平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所の福祉事務所機能について（寒川町）

町内の生活保護受給世帯は500世帯を超える、町区域として多くの受給者が、相談や申請等で福祉事務所を訪れている。現状の茅ヶ崎支所では、町民の利便性を欠き、福祉の低下を招く。

また、今後、地域共生社会の実現を目指すにあたっては福祉事務所と町福祉部門、町社協との連携が不可欠であることから、更なる連携を深めるために町内への事務所設置を要望する。

(3) 旧相模海軍工廠跡地内における危険物への適切な対応について（寒川町）

旧相模海軍工廠跡地内には、事業所や住宅が多数立地しており、環境省で土地改変時の環境調査は実施しているが、戦前の国機関である旧日本軍の危険物については、国が責任を持って対応すべきと考えるので、次のことについて国へ働きかけるよう要望する。

- ア　掘削を伴う土地改変に係わる安全確保の費用は、引き続き国が負担すること。
- イ　毒ガス弾等の発見に伴う工期遅延等に係わる損害等の補償も国が行うこと。
- ウ　毒ガス弾等による事故が発生した場合の被害者に対する救済制度を国の責任において確立すること。

(4) 西湘バイパス下り線ランプの設置及び無料化社会実験について（中郡）

西湘バイパスは二宮インターチェンジ及び橋インターチェンジに下り線ランプがないことと、西湘バイパスの料金が値上げされたことにより、大磯西インターから二宮にかけての国道1号は慢性的な交通渋滞を引き起こしている。

については、国道1号の渋滞を緩和し、円滑な交通を確保するため、二宮インター下り線ランプを設置するとともに、通勤時間における西湘バイパスの無料化社会実験の実施や、通行料の減免等を実施することを要望する。

(5) 高波（津波）対策に伴う西湘バイパス地下道開閉式防潮扉の設置について（中郡）

大磯、二宮の西湘海岸は、西湘バイパスが並行し擁壁となっていることから、高波浪時においては護岸の機能を果たしているが、擁壁部分には海岸に降りる地下道が数箇所あり、高波浪時には浸水する状況となっている。

沿岸住民や海岸利用者等の人命の安全確保を第一に考え、近年、大型化する台風の高波、高潮をはじめ、地震による津波対策を視野に入れた対策に取り組む必要がある。

については、国土交通省及び中日本高速道路株式会社に対し、防潮扉の設置について働きかけるとともに、海岸管理者である神奈川県が波浪等からの背後地を保全する手段についての検討を要望する。

なお、国直轄事業に採択された海岸の浸食対策については、今後の事業計画の策定にあたり、地元経済の活性化を図るとともに、沿岸住民、海岸利用者の安全確保等について、国への働きかけを要望する。

(6) 自然環境と調和し、人々の憩いの場となる葛川の整備等について（中郡・中井町）

大磯町・二宮町・中井町の3町を流れる葛川は、流域河川が狭小あるいは未整備である箇所があるため、浸水被害が発生している。

二宮町では、町の中心市街地であり、新庁舎・駅周辺公共施設再編計画において行政機能を集約する区域が、県洪水浸水想定区域の大雨時浸水エリアになっている

ことで、町民などから危険性を危惧する声が高まっている。

県において葛川水系河川整備計画のもと着実に設計等を実施され、具体的に整備箇所が示されたので、安全性確保のため、引き続き必要な整備を進めること。

さらに大磯町においては、強風や波浪に伴う河口閉塞や降雨による溢水に対する効果的な対策を講ずること。

また、整備に当たっては、葛川が町民にとって身近な存在で親水性のある人々の憩いの場となり、また、3町の交流がより盛んになる契機となるよう、護岸整備に併せ、今後も地域の意向を踏まえた魚道の設置や遊歩道の整備をすることを要望する。

(7) 砂防指定地の保全について（二宮町）

二宮町内の県砂防指定地には葛川の準用河川区間と打越川が指定されているが、近年のゲリラ豪雨等により打越川の未整備区間で渓岸浸食が顕著な箇所が見受けられる。

砂防指定地の抜本的な保全対策のためにも、砂防施設の整備、渓岸浸食の調査及びそれに基づいた排水断面の確保の実施を要望する。

3 足柄上地域要望

(1) 県道77号（平塚松田）の新たなバイパス道路網整備について（中井町）

県道77号（平塚松田）は、湘南地区と県西地区を結ぶ主要な幹線道路で、災害時の緊急交通路や県西地域の観光拠点への連絡路として重要な役割を担っている。しかし、中井町井ノ口交差点から平塚市土屋霊園入口までの約3.1キロメートル区間は、急勾配かつ道路幅員が狭小なため、カーブ付近での見通しが悪く、大型車同士のすれ違いは困難となっている。また、朝夕を中心に秦野中井インターチェンジ周辺の幹線道路で渋滞が発生しているため、中心市街地へのアクセス利便性の低下や、生活道路への迂回交通の侵入など、生活環境の改善が求められている。

本バイパス道路網を整備することにより、「大規模災害で道路が被災した際の代替ルートの確保など、道路ネットワークの形成」、「渋滞が緩和されることによる周辺の生活環境改善」、「物流の効率化による経済の好循環」などの様々な効果が期待される。

沿道では土地区画整理事業、土地改良事業とも事業が進められており、着実にまちづくりが進展している。については、今後も課題の整理など計画の熟度を高めていくため、事業化へ向けての更なる協力を要望する。

(2) 厚木秦野道路（国道246号バイパス）の早期事業化及び整備促進（足柄上郡）

厚木秦野道路（国道246号バイパス）は県の中央部を東西に走り、東名高速道路、新東名高速道路や圏央道と一体となって、首都圏と関西・中京圏を結び経済・社会活動を支える重要な地域高規格道路であり、当該路線の早期開通は国道246号の慢性的な交通渋滞により損なわれている物流、観光、救急搬送時間等の交通問題の改善を図ると共に広域的交通の役割を担い、周辺地域の経済活動に大きく効果をもたらすものである。

また、令和6年1月1日に能登半島地震が発生し、北陸地方は甚大な被害を受けた。首都圏においても首都直下地震など大規模な災害の発生が危惧されていることから、緊急物資の輸送や復旧活動を支える幹線道路を複数ルート確保することや、国土強靭化の加速化・深化を図るため、首都圏道路ネットワークのミッシングリンクを解消し、既存の高速道路ネットワークと結節することができる厚木秦野道路（国道246号バイパス）の早期整備並びに供用開始の重要性はますます高まっている。

県においても、要望に際して企業の声を加えるなど新たな取り組みを行っていただいていることは十分承知しているが、計画区間すべてを早期に事業化し整備促進が図れるよう、引き続き国等の関係機関への働きかけの継続を要望する。

(3) 都市計画道路金子開成和田河原線の建設について（大井町・開成町）

都市計画道路金子開成和田河原線は、都市計画道路和田河原開成大井線と一体となって、主要地方道小田原山北線と国道255号を結ぶ、足柄地域の新たな東西連絡道であり、地域全体の将来のまちづくりにおいて重要な役割を担う路線として、早期開通が期待されている。

平成26年3月には「足柄紫水大橋（酒匂川2号橋）」の供用が開始されたことから、地域間の交通利便性の向上が図られた。

また、平成29年度には県道711号（小田原松田）から国道255号までの区間において県が都市計画法に基づく事業認可を取得し、用地取得や関係機関との協議、現地の工事等、整備に向けた取組みが着実に進められている。

当該路線の建設は、周辺地域の交通渋滞の解消、都市防災機能の強化、更には足柄地域の経済の活性化等、その効果は多大なものが期待されることから、金子開成和田河原線の未整備区間（県道711号から国道255号までの区間）について、現在事業の推進中ではあるが、引き続き早期建設を要望する。

(4) 災害時の孤立化を防ぐための寄地区への連絡道路の整備について（松田町）

当町の寄地区への主要幹線は、国道246号を起点とした急傾斜の山間地を通過する県道710号（神縄神山線）の1路線と、寄地区と秦野市を結ぶ連絡道路としての県営林道土佐原線及び秦野市道であるが、災害時にこれらの道路や道路法面の崩壊等が発生し、地域住民が孤立することが予想される。

県道710号では、拡幅及び法面保護等の改良工事が進められており、安全面についてご配慮いただいているが、立山橋付近は、幅員が狭い上、カーブもきつく大型車の通行に支障を来している箇所が存在する。

県では現在、当該箇所の土地の権利者等の調査を実施し、町では地元住民の協力を取り付けているため、交通安全の観点から、防災工事に合わせた局部的な改良の実施を要望する。

また土佐原線は、「県営林道土佐原線の管理に関する覚書」により管理に関する締結（平成14年度）を行ったが、現状の林道は、狭隘（最小幅員3.6m）かつ急なカーブが続き、見通しが悪く、退避所の箇所数も少ない路線である。

従って、全国で頻発する災害を目の当たりにした地元住民の危機意識の声を考慮していただき、平成30年12月21日に改めて、「県営林道土佐原線の管理替えに関する覚書」を締結したところである。

については、有事に備え、秦野市への連絡道路である本林道を緊急車両が支障なく通行できるよう覚書のとおり危険箇所の整備を要望するとともに、速やかに移管されるよう測量・登記事務の推進を要望する。

また、令和3年7月及び8月の豪雨により国道246号と県道710号が同時期に通行止めとなつた際に交通渋滞や大幅な迂回を余儀なくされたため、災害時の迅速な対応

及び防災対策についても併せて要望する。

(5) ヤマビル及び有害鳥獣対策事業の充実強化 (足柄上郡)

ア シカやイノシシが媒介するヤマビルは、地域住民の生活圏で繁殖している。

特に、登山道やハイキングコースで繁殖し、観光客に被害を及ぼし、観光振興を図る意味からも深刻な状況である。

また農地への被害を及ぼす事例から、農業従事者の耕作意欲を低下させる要因にもなっている。

現在、対策として、町が県のヤマビル被害対策事業補助金を受け、忌避剤を購入し、設置することで観光客等に利用を促したり、駆除剤を購入し散布したりしているが、もはやヤマビルは広範囲に分布し、更に生息範囲も拡大しており、駆除すれば対策になるという現状ではない。

ヤマビルの生息範囲は、今後も広がる可能性があり、住民や観光客への被害の増加が予想され、町としては自治会や関係住民と協力し、忌避剤や駆除剤を購入し、被害防止に努めていくなかで次のことを要望する。

(ア) 丹沢山系に位置する市町村等のヤマビル被害に苦慮している関連機関での

対策部会の設置を県が主導で立ち上げ、現在、分布域の情報共有に留まっている連携について、各市町村等の被害や対策の状況等も含めた幅広い情報共有とともに、県と市町村との連携により対策を講じることができる仕組みを構築すること。（中井町・大井町・松田町・山北町）

(イ) 近年、市街地にシカ等大型獣の出没が散見される中、対応としては麻醉銃

により捕獲し、山中で放獣することが基本と思われる。しかしながら、県西地域においては麻醉銃の手配等で長時間を要し、地域住民の安心・安全を脅かす状況が見受けられる。については、迅速で効果的に危険が除去され、かつ実現可能な手法の確立を要望する。また、危険性のより高い人里近くでのクマ出没も対応策は同様のため、併せて手法の確立を要望する。（大井町・松田町・山北町）

イ ヤマビルを媒介している有害鳥獣対策については、特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊員の設置や鳥獣被害防止対策推進協議会と連携することにより、新たな施策を展開し、町獵友会を中心とした駆除対策を推進している。

丹沢山系に位置する当町では、広範に移動する有害鳥獣について、広域行政単位での対策部会を設置するなどの対応も実施しているが、広域自治体である県に対し、被害の遜減に向け、以下の事項を要望する。

(ア) 市町村と一体となった捕獲や防護の有効な強化策として、県独自の事業として令和5年度まで時限的に実施していた広域獣害防護柵補修事業費補助金について、継続的な事業として再度実施すること。また、国が当初目指した令和5年度までの生息数半減目標頭数が達成されなかった背景等を踏まえ、

捕獲圧を維持するためにも現行の捕獲奨励補助金の対象鳥獣にニホンジカも加えるよう要望する。（松田町）

(イ) 今後、わな猟を始めとした有害鳥獣対策従事者の確保が課題となることは明白であり、県においては農業従事者に限り狩猟資格免許取得のための受験手数料等補助金を農協を通じて支援しているが、その他の捕獲者も有害獣駆除に貢献している実情や個体数半減に向けた捕獲圧強化を推進している状況を踏まえ、狩猟資格免許取得者への補助を市町村事業推進交付金の対象メニューに加えるなど支援を拡充すること。（中井町・松田町）

(6) 「新松田駅周辺整備基本構想・基本計画」の実現に向けた支援について

（松田町）

本町の中央に位置するJR御殿場線松田駅と小田急線新松田駅は、通勤通学者を中心にして1日平均約3万人もの乗客が乗降する県西地域の“北の玄関口”としての位置付けのみならず、都心部からのアクセスが良好であり富士山の世界文化遺産登録を契機とした静岡方面へ向かう観光客の経由地という、小田原駅に次ぐ、第2の神奈川県の“西の玄関口”としても一翼を担っている広域的利用が強い場所であり、県西地域活性化のカギとなる場所である。

現在、両駅周辺地域は、旧市街地の商店や住宅が密集しており、駅へのアクセス道路や狭小な駅前広場が未整備の状況にあるため、交通結節点の機能を十分に発揮できないことが課題である。

特に、新松田駅北口周辺は両駅間の乗換客に加え、複数の路線バスやタクシーのほか個人や近隣周辺企業の送迎バスなどが交錯する危険な状況にあり、交通の安全面で、町民や駅の利用者から多くの整備要望の声が寄せられている。また、県道711号改良事業では、歩道整備工事や、電線の地中化などの工事が実施され、周囲の整備は進めていただいているが、御殿場線ガード下が狭く、車の円滑な通行に支障をきたしており、ここでの整備要望の声も寄せられている。

これらの課題を解決するために、町では平成27年度より「新松田駅周辺地域まちづくり協議会」を立ち上げ、県の関係機関の方々にも出席いただき、新松田駅前広場の整備、駅舎の橋上化、周辺地区の再開発・再編事業の方向性などについてとりまとめた「新松田駅周辺整備基本構想・基本計画」を平成31年3月に策定したところである。

本計画の実現に向けては、駅周辺整備事業に関する地元組織（再開発組合）の設立に向けた勉強会などを令和元年度から実施してきたが、関係者の意向を踏まえ令和5年5月に再開発準備組合の設立に至っており、年度末までに事業の熟度を更に高め、都市計画決定の準備を完了する予定である。県においては、引き続き新松田駅北口・南口駅前広場を含めた駅周辺地域の整備における多様な支援により、県と町が連携して駅周辺事業の実現を目指すとともに、御殿場線ガード下の道路拡幅改

良事業の早期事業化について要望する。

(7) 県立足柄上病院の医療体制の充実強化について（足柄上郡）

県立足柄上病院は、足柄上地域における唯一の公立、かつ中核的な総合医療機関として、二次救急医療や災害拠点病院としての役割を担っている。

一方で人口減少や少子化の課題・影響が大きい当地域では、南足柄市を含めても分娩可能な医療機関は非常に少なく（1か所）、安心して出産できる環境づくりが必要不可欠である。

そのような中、小田原市立病院の高度専門医療の充実強化、及び地域のがん診療連携拠点病院として位置づけ、県立足柄上病院が担うがん放射線治療について、同市立病院に集約し、主要な疾患等の医療提供体制の充実強化を進めていくことが、2病院の基本協定に基づき連携・協力するとされた。また、周産期医療においても産科医療機関の状況や医療ニーズを踏まえ、県立足柄上病院が担う分娩及び出産のリスクが高いと予想される場合について、小田原市立病院に集約されることとなった。

これらのことから、県西地域の医療ニーズ等から一定の理解はするものの、足柄上地域は広範囲なため、小田原市立病院まで自家用車で片道1時間以上かかる地域もあり、安心して出産できる環境にあるとは言い難く、また今回の2病院の連携・協力に伴う地域住民の懸念・心配を解消するため、県立足柄上病院の助産師分娩の再開を要望する。

(8) 二級河川酒匂川の洪水対策等の充実について（足柄上郡）

酒匂川における洪水対策は、平成29年3月31日に公表された「計画雨量」に基づく対策が進められているところであるが、「想定しうる最大規模の降雨」による洪水の影響は甚大であることを踏まえ、より洪水リスクを軽減するための対策を新たに講ずること。

また、酒匂川水系に含まれる支川についても、本川が増水することによる影響を受けることから、支川における洪水対策を充実させること。

(9) 道路法以外の跨道橋に係る支援について（中井町・松田町）

足柄上地域には、高速道路や県道の整備に伴い、いわゆる認定外道路として跨道橋が設置され現在では町に移管されている。

それら認定外道路としての跨道橋については、国の防災・安全交付金の対象から外れているため、町村には事業費が大きな負担となっている。

しかし、緊急輸送道路である高速道路や主要幹線道路等の安全を確保することは、防災対策、ひいては国土強靭化の推進において必要不可欠であり、その老朽化対策が喫緊の課題となっている状況である。

については、認定外道路としての跨道橋に対しても財政支援の対象となるよう国に強く働きかけるとともに、県としても技術・制度・財政の観点から総合的な支援制度を早期に創設するよう要望する。

(10) 酒匂川左岸道路の延伸について（足柄上郡）

酒匂川左岸道路においては、小田原市から大井町の間は既に供用が開始されている。

一方で、未整備区間である松田町から山北町の大口橋迄の区間においては、既に県にて整備した河川管理用通路を活用して道路整備を実施する計画である。

こうした中で、町からの協議に対する適切な指導と、河川法に係る許可に対する迅速な対応を要望する。

(11) 林道秦野峠線について（松田町・山北町）

当該路線は令和元年度及び3年度に被災し、現在、復旧工事を実施しているため通行ができず、災害時の利用に向けた協議も中断している状況である。近年における災害の激甚化も踏まえて、早期の復旧とその後の利用に向けた協議、さらには利用目的を踏まえて現状よりも災害に強い林道としていただくため要望する。

(12) 小田急開成駅前への交番設置について（開成町）

開成町では、小田急線開成駅が立地する南部地域を新市街地と位置付け、良好な住宅地や商業拠点や産業拠点の集積、道路・公園などの整備を進めてきた。

その結果として、平成31年のダイヤ改正で急行電車が停車するようになり、駅の利便性や県西地域の副次拠点としての機能性が大きく向上した。また、駅周辺地区では、都市計画道路を核にした土地区画整理事業が進んでおり、今後更なる人口増加が見込まれる。

県では交番の統合等を進めているが、開成駅周辺の地域住民の安全と駅周辺の治安維持のため、開成駅前への交番設置を視野に入れた交番や駐在所の再編成の検討を要望する。

(13) （仮称）山北スマートＩＣ供用開始に向けた支援について（山北町）

現在、町では、令和9年度の（仮称）山北スマートＩＣの供用開始に向けて令和2年3月に策定した「（仮称）山北スマートＩＣ周辺土地利用構想」に示された、道の駅山北などのＩＣ周辺既存観光施設の再整備について検討を進めている。

令和4年度には、町、県、ネクスコ中日本を構成員とする「（仮称）山北スマートＩＣ開通に伴う山北町地域振興プロジェクト会議」を設置し、これまでに道の駅山北、オアシス公園、河内川ふれあいビレッジの再整備などについて、検討を進め、県

ではプロジェクト会議における意見・要望を反映して、現在、道の駅山北の改修工事を進めているところである。

今後、町では、スマートＩＣを利用して、当町を来訪した観光客の憩いの場としてオアシス公園、河内川ふれあいビレッジを整備する考えであるが、河川区域内にあることから厳しい規制がある。

県からは、「包括占用」による河川敷地の活用などの助言をいただいているところであるが、引き続き、プロジェクト会議に御参画いただき、スマートＩＣ周辺観光施設の再整備について指導・助言をお願いするとともに、スマートＩＣ設置による山北町全体の活性化についてご支援、ご協力ををお願いする。

(14) 新市街地形成に対する支援及び幹線道路ネットワーク形成の推進について

(開成町)

ア (仮称) 開成町南部第3地区については、第7回線引き見直しにおいて、良好な住宅地の誘導を図るため、住居系土地利用の検討を行っていく地域として設定しており、現在、市街化編入に向けた検討・調整を進めている。

当該地区の市街化編入に向けては、県との広範にわたる協議・調整が必要となるため、事業を円滑に進めるための適切な助言及び支援を要望する。

イ (仮称) 開成町南部第3地区においては、雨水の排出先である二級河川仙了川の下流域の整備が進められていないことから、事業区域内に雨水調整池を設ける必要性が見込まれる。

上流域の自治体として洪水対策に懸念を抱かざるを得ないため、「酒匂川水系酒匂川・河内川河川整備計画」に基づく河川整備と合わせ、2級河川仙了川の早期整備を要望する。

ウ 都市計画道路山北開成小田原線は、開成町を南北に貫く幹線道路であり、地域間や地域内の移動の利便性向上や交通の円滑化を図るために、計画区間の全線について早期に整備を進める必要がある。

特に、現在施行中の土地区画整理事業により整備する都市計画道路駅前通り線との接続により、開成町内の幹線道路ネットワークが構築されることから、都市計画道路山北開成小田原線の計画区間のうち、開成町金井島地内及び開成町延沢地内の未整備区間について、県事業として事業を推進していただくことを要望する。

(15) 富士山噴火対策の充実強化について (足柄上郡)

令和6年4月に策定された「神奈川県富士山火山広域避難指針」では、市町村が広域避難に係る協議及び避難先の確保を行うこととする一方で、県は平時や噴火発生時における広域避難先の総合調整を行うこととしている。

また、「神奈川県富士山火山広域避難指針」は、富士山噴火が発生した場合に想

定される火山現象のうち溶岩流を対象とした指針であり、降灰については、国の降灰対策の考え方が整理され、その知見が示された後に、指針の改定を行うこととしている。

富士山火山現象で最も対処が困難なケースは、溶岩流と降灰の同時発生であることから、国の動きを待つことなく、火山防災強化推進都道県連盟が令和3年3月に策定した「降灰対応マニュアル（第1版）」などをもとに、広域的な観点から降灰対策の基本的な取組を整理するとともに、溶岩流と降灰の同時発生を想定した実効性の高い避難体制の構築を要望する。

4 足柄下地域要望

(1) 土地利用調整システムの抜本的な見直し等について（足柄下郡）

神奈川県土地利用調整条例では、1ha以上の大規模開発に関して知事への協議を義務付けており、非線引き白地地域における建築物系の開発行為については、経過措置として当分の間、対象面積を3000m²以上に引き下げている。その効果もあって県西地域においては開発行為が抑制され、秩序ある土地利用が確保されているものと認識している。

しかしながら、平成21年3月31日をもって「1ha未満の開発行為に関する指導基準」（以下、指導基準）が廃止され、小規模な開発行為については、各市町村の自主性に委ねられることとなったことに伴い、今後、開発抑制効果の減少が懸念される。仮に、建築物系の開発行為における開発区域の面積の経過措置についても廃止となった場合、町単独で県の土地利用調整システムと同等の効果を持続させることは非常に困難であり、秩序ある土地利用の確保が難しくなることが考えられることから、指導基準が廃止されたことも鑑み、条例の建築物系の開発行為における開発区域面積の経過措置を、「当分の間」との規定を継続するのではなく、条例の本則へ移行するよう要望する。

(2) 国道135号の整備について（真鶴町・湯河原町）

国道135号（真鶴道路旧道）区間が無料化され、同区間を通行する車両が増加し、真鶴駅前を中心に日常的に渋滞が発生している。また、一部歩道のない箇所や非常に狭い箇所も多くあり、安全性の確保が危惧される。県は、真鶴駅前交差点の信号機移設等対策、路面標示等による視認性の確保対策を行っているが解決に至っていない。引き続き渋滞解消や交通安全確保のための整備実施を要望する。

(3) 広域営農団地農道整備事業（小田原湯河原線）の整備について

（真鶴町・湯河原町）

小田原市から真鶴、湯河原1市2町にまたがる広域的な営農団地内の基幹的農道の整備は、農作業、集出荷作業の省力化、流通の合理化及び生活環境の整備、農業振興を中心とした流域の活性化の推進に加え、国道135号及び県道740号が通行不可となった際、防災上の観点からも重要であるため、目標期限を定めて早期に完成されるよう要望する。

(4) 足柄幹線林道の舗装等ハード面の整備及び冬期閉鎖期間の短縮について

（箱根町）

林業振興型林道と地域振興型林道の役割を兼ね備えた足柄幹線林道は林業従事者、林道沿線の住民が使用する生活道路としてはもとより、小田原方面からの通勤

路等としても使用されており、最近は観光需要の回復により湯本駅前周辺の渋滞状況が悪化している中、当該林道の重要性が増している。冬期の閉鎖期間については短縮化に尽力いただいているが、住民生活の負担軽減や従業者の労働力確保に配慮し、路面凍結が見込まれる際にのみゲート閉鎖を行う等の対応をお願いしたい。

また適時ハード面の整備を行っていただいているが、今後においては、町から小田原市内への幹線道路が限られていることから、地域振興型林道の役割も鑑みながら県道への昇格を見据えた更なる整備工事を要望する。

(5) 大涌谷における渋滞対策について（箱根町）

大涌谷園地に至る県道の渋滞緩和対策については、箱根DMOが中心となり混雑解消のソフト対策を継続的に実施しているところである。

コロナの5類変更に伴う国内観光客の増に加え、インバウンドが大幅に回復しており、大涌谷周辺の渋滞もコロナ前の水準に戻っている状況である。県にあっては根本的な渋滞解消策として、火山災害発生時のシェルターを兼ねた立体屋内駐車場の新設や、避難や渋滞回避のための下り車線側道部に上り車線からの転回が可能な場所の設置や道路拡幅等、ハード面の整備推進を引き続き要望する。

(6) 真鶴港活性化整備計画の早期実現について（真鶴町）

真鶴港活性化整備計画においては、港湾防災対策による安全な港づくりという基本方針に基づき、沖防波堤や港湾管理・防災施設の整備が位置付けられている。

防災施設のうち津波避難施設については完成しているが、港湾防災対策は、緊急性、必要性が依然高く、甚大な津波被害を招かないためにも、詳細な構想や計画に基づいた対策の早期着工を要望する。

同時に、整備計画においては「プレジャーボート需要への対処」も観光拠点機能として計画フレームに位置付けられることから時代の変化に合わせてレクリエーションとして利用できる環境の整備も検討する必要がある。これらの課題を含め整備計画に位置付けられているその他の施設についても、早期の着工・実現を要望する。

(7) 県産石材の活用について（真鶴町）

本町では石材採掘・加工業が地場産業の1つとして発展してきたが、後継者不足や新たな販路開拓等への対策が求められている。

地場産業の振興を図るため官民による建築資材としての活用だけでなく、現在取り組んでいる「真鶴本小松石」のメダルや表彰盾の新商品を引き続き活用していくとともに、その積極的なPRを継続的に要望する。

また、令和3年度に共同での開催にご協力いただいた文化・芸術関連イベント（回遊型謎解きイベント）にご協力いただいたが、今後も、設置された彫刻作品の観覧

や「石の町・真鶴」のPRも引き続き要望する。

(8) 湯河原海岸と海辺公園の周遊性について（湯河原町）

平成27年度に湯河原海辺公園の整備が完了し、EV急速充電器の設置やドッグランの整備を行ったことにより、地域住民や観光客の皆様に多数利用していただいているが、海辺公園と湯河原海岸の一連とした海岸利用を行うことにより、更なる利用者が多く見込まれると期待している。

しかし、海辺公園と湯河原海岸吉浜地区のアクセスには、国道を横断し迂回するルートしかなく危険であるため、海辺公園と湯河原海岸の相互利用の促進という観点から直接アクセスできる通路等の整備を要望する。

(9) 土砂災害防止法区域の指定にかかる工事の早期着手について（湯河原町）

土砂災害防止法による特別警戒区域（レッドゾーン）として指定された区域については、新規の開発行為や建築物に対し制限や規制及び区域内建築物の所有者に対し県知事から移転等の勧告がされることとなり、区域内住民の生活への多大な影響や負担が懸念される。

よって、災害の防止対策が重要であることから、町は、土砂災害防止法に基づき、ソフト対策として、土砂災害ハザードマップを作製し、住民への周知を実施している。今後は特別警戒区域（レッドゾーン）の指定を解消するため、当該指定区域における土砂災害防止工事を計画的に実施することを要望する。

(10) 湯河原パークウェイの無料化について（足柄下郡）

静岡県との県境をつなぐ有料道路である湯河原パークウェイは、湯河原から国道1号を経由して三島・箱根方面へ最短で移動できる道路であり、東名高速道路から伊豆縦貫自動車道を経由した湯河原への誘客や、静岡県以西からの誘客など、地域活性化対策として重要な道路である。

また、県西地域を回遊する道路としても、県道75号（つばきライン）はカーブが多く走りづらい道路のため、湯河原パークウェイは重要な道路である。地域での広域的な連携により、事業者である伊豆箱根鉄道株式会社に対し通行料金の見直しなどについての協議や要望活動を行っているが、静岡県との広域的な課題でもあるため、県や国からの働きかけを要望する。

(11) 海岸保全施設整備の推進について（湯河原町）

令和元年度に県と町が連携して策定した「湯河原海岸 安全・安心な海辺づくり計画」において、津波・高潮対策に係る海岸保全施設の整備目標を設定していただいているが施設整備の更なる推進のために次のことを要望する。

- ア 海岸利用者が津波や高潮から円滑に避難するための、東側スロープの整備工事や新崎川の津波遡上による越流対策の整備工事等は完了したが、引き続き湯河原海岸吉浜地区の道路海岸護岸の老朽対策のための予算を確保し、海岸利用者の安全安心に努めること。
- イ 湯河原海岸門川地区の埋立地前面に位置する人工リーフ2基は、高波等の影響により被覆ブロックが移動、散乱している状況である。周辺施設の整備も進み、地域住民や観光客の皆様が多数利用していることから、景観を阻害している人工リーフの復旧工事の実施を行うこと。
- ウ 海岸の砂は、川からの供給が少なく沿岸流により西から東に流され、20年前と比べると砂が流失し砂浜が後退してきており、大潮になると護岸まで波が打ち寄せていている現状であることから、令和3年度からサンドバイパスにより砂浜侵食対策を実施していただいているが、砂浜の浜幅確保のため継続的な養浜事業の実施を行うこと。

(12) 公衆トイレの整備について（箱根町）

本町は毎年約2千万人の観光客を受け入れており、その多くの方が利用する公衆トイレは本町にとって欠かせない施設である。現在、町内には合計37箇所の公衆トイレが設置され、そのうち27箇所が町、残りの10箇所を県が管理している。

本町が管理している施設については、バリアフリー化や温便座化など順次改修工事を行い、利便性や快適性の向上を図るとともに、老朽化が著しい施設については建て替えなども含め景観を損なわないよう適切に維持補修をしている。

そこで県管理の公衆トイレについても、快適な衛生空間の創出や、風光明媚な国立公園箱根の景観保全のため、老朽化した施設の更新や補修など適切な維持管理をお願いするもの。令和5年度に大涌谷のトイレ改修を実施していただき、令和6年度からは旧街道資料館横のトイレ改修に着手していただけるが、観光客の利用頻度も高く、老朽化も激しい箱根園地、元箱根園地の2箇所のトイレについても、観光客の満足度向上が図れるよう、引き続き整備を要望する。併せて、日常の清掃等の維持管理についても引き続き適切に対応願いたい。

(13) 税収の落込みに対し発行できる新たな地方債の創設について（足柄下郡）

新型コロナウイルス感染症の影響により宿泊業が壊滅的な打撃を受けたことで、入湯税に大幅な減収が生じ、その減収に対しては、令和2年度及び3年度に限り、新たに特別減収対策債の活用が可能となったが、令和4年度においては当該制度が廃止されたところである。

令和5年5月に新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に移行したが、将来の同様の事態に備えるためにこれまでの対応を検証するよう働きかけること。

特に現行制度では、災害等で基準財政収入額に算定されない税目の収入が減少し

ても、減収補てん債を発行することができないことから、災害等の影響により、減収補てん債の対象とならない税目が著しく減収となった際に、財源補てんとして発行できる地方債を臨時の措置ではなく恒久的措置として創設し、償還に要する財源については、当該減収となった要因が災害等、特別な事情による場合には、その事情を鑑み、特別交付税措置を講ずるなど、今回の教訓をもとに、今後の備えとしての対応を検討するよう国に働きかけること。

(14) 生食二枚貝（岩ガキ）養殖事業への支援について（真鶴町）

令和3年度から開始した岩ガキ出荷に関し、安全安心な岩ガキを提供するため、出荷時期に複数回の検査が必要となる。現在、他県に検査を委託しているが、1回に要する費用が高額なため、漁業者の負担となる。安全安心を確保するため、検査費用補助の支援の検討と現在実施していただいている貝毒検査等の各種検査の支援の継続を要望する。

また、県内初の生食二枚貝（岩ガキ）の本格出荷となることから真鶴町の新ブランドとしてだけでなく、かながわブランド登録制度への登録を目指している。登録要件である、広く県内に供給できる出荷体制を構築していくためには現在出荷量では足りないこと、また、岩ガキの生育が遅いという現状があることから、養殖技術に関する支援を要望する。具体的にはクロロフィル α 等のプランクトン数の検査や海水温データの提供などの技術的知見に基づく専門的な支援を要望する。

(15) ニホンザルの群れ（T1群）による長年にわたる被害防止のための積極的な対策の実施について（真鶴町・湯河原町）

西湘地域に生息するニホンザルの群れは、西湘地域個体群として神奈川県レッドデータブック報告書に掲載され、西湘地域に生息する固有種として保護されているが、湯河原町を中心に真鶴町西部、熱海市東部を行動範囲とするT1群は、市街地及びその周辺を主な行動域とし、深刻な生活被害や農業被害を与えていている。

また、町立学校敷地内への出没や、児童生徒の通学路付近に出没するなど学校教育における安全対策上危険である。サルが出没した際の追い払いや山中へ群れを誘導する追い上げを実施しても、すぐに市街地へ戻ってしまい、対策が行き詰まりを見せていく状況にあるため、次のことを要望する。

- ア T1群による被害防止のため、抜本的かつ具体的な対策を行うこと。
- イ 西湘地域の農作物や地形などを考慮したサルの防除対策を研究すること。
- ウ 神奈川県レッドデータ生物調査報告書の見直し及び第5次神奈川県ニホンザル管理計画の策定時に、西湘地域個体群のあり方について検証の上、群れを保護

していくべきかどうか方針を検討すること。

(16) 温泉行政に係る職員の人材育成支援について（箱根町・湯河原町）

従来より温泉法に基づき、温泉の採取及び利用等の適正が図られ、公共の福祉の増進が維持されている。近年では、温泉を持続可能な資源として保護する取組みが進められている。

このような中、適切な温泉行政を今後より一層推進するためには、専門性の高い知識と技術を備えた職員の存在が欠かせないが、この人材育成については一朝一夕とはいかず、町単位では大変難しい状況である。

そこで、温泉行政に係る人材育成を図ることを目的に、温泉地学研究所等の協力を得ながら専門的な知識や技術の向上へ向けた研修会やアドバイザー派遣などの支援策を実施していただきたい。これによって、県が有する専門的な知識、技術及び関連情報の共有に加え、県・町双方の職員間の課題意識の醸成が図られ、県と一体となった温泉源の保護と温泉の適切な利用に関する共通認識が向上するものと考えられる。県民の財産である温泉を持続可能な資源として次世代へとつなげられるよう、県がより一層重要な役割を担うことを要望する。

(17) ごみの共同処理に向けた施設整備への支援について（足柄下郡）

下郡3町で推進している「可燃ごみ及び剪定枝の共同処理」に向けた施設整備にあたっては、物価高騰等の影響により、当初見込みよりも事業費の増が見込まれていて、循環型社会形成推進交付金も事業費の増に対応して交付金が満額交付されるよう、国に対し強く働きかけを要望する。

また、県においては、「神奈川県ごみ処理広域化・集約化計画」を踏まえて推進している事業であることから、共同処理に必要な施設の整備に対し、積極的に支援を行うことを要望する。

(18) 箱根湯本駅前における国道1号の交通渋滞対策について（箱根町）

国道1号の交通渋滞に対しては、これまでにも国、県、町等が連携し、数々の施策、対策を講じてきたが、最大の渋滞発生個所である箱根湯本駅前については飲食店などが立ち並び、繁忙期には観光客が横断歩道を間断なく横断することにより、通過車両が小刻みに一時停止せねばならず、交通渋滞は依然として発生している状況にある。コロナ禍後、インバウンド観光客が増加するなか、同渋滞は従前よりも増加傾向にある。

町では箱根湯本駅前で横断する歩行者について横断歩道に信号機を設置するこ

とで、歩行者の安全確保と交通渋滞の延伸は抑制できるものと推察し、交通管理者である県警小田原署に投げかけたが、諸般の事情により「信号機は設置しかねる」等の回答を受けている。

このままでは箱根湯本駅前における交通渋滞は一層ひどくなることが危惧され、生活への悪影響はもちろんのこと、持続可能な観光地になり得ず、生業にとっては正に死活問題となることから、改めて歩行者の横断制御策について再考して実行いただく、若しくは、渋滞箇所を回避するバイパスの整備や足柄幹線林道の県道昇格といった抜本的な交通渋滞対策に取り組まれるよう要望する。

(19) 財政力に応じた国庫支出金等の割り落としの廃止（箱根町）

地方公共団体間の財政力格差の是正は、地方交付税によりすでに調整されているという認識のなか、コロナ対応の緊急対策に対しての地方創生臨時交付金などでは、財政力による補正が行われたため、実際に交付された交付金額は実情・実態に即しておらず、これまでも是正を要望してきたものである。

現在、社会资本整備総合交付金や学校施設環境改善交付金など平時の国庫支出金等においても、財政力指数に基づく割り落としや嵩上げが行われているため、交付団体と本町のような不交付団体の格差が拡大するような「二重の調整」とも言える財政力指数を用いた不公平な措置は行わないよう、国に働きかけること。

5 愛甲地域要望

(1) 県道64号（伊勢原津久井線）の整備について（清川村）

清川村内を走る県道64号は、宮ヶ瀬湖や中央高速相模湖ＩＣ及びさがみ縦貫道相模原ＩＣへのアクセス道路であり、沿線上には道の駅「清川」や宮ヶ瀬湖等の観光地が所在していることから、観光客が著しく増加し、交通量も増加している。

特に、行楽シーズンや朝晩の通勤・通学時には、道路の通行・横断等に支障をきたしており、村民が交通事故に巻き込まれる可能性も高いため、地域住民や園児、児童、生徒の保護者からも、再三にわたり早期の拡幅改良や信号機の設置の要望が出されている。

そのような中進められてきた古在家バイパス整備事業については、第1期区間が令和5年3月31日に開通したが、引き続き第2期区間においても、早期完成に向けた事業促進を要望する。

また、本路線の村立緑小学校から村立緑中学校にかけての区間においては、路線バスや大型車の通行によりすれ違いが困難となるほどに狭あいであり、学校施設が付近にあることから子どもの通行も多く、大変危険であることから、同箇所の拡幅改良を合わせて要望する。

さらに、村民の交通安全確保のため、「信号機設置の指針」に対する柔軟な判断のもと、村外の者による交通事故が特に多く、村民が巻き込まれる可能性が高い、次の2箇所に信号機を設置するよう要望する。

ア 村道山岸外周線に接続する丁字路

イ 清川村役場前（道の駅開所により、横断者が増加している。）

(2) 片原・柳梅地区の山林の崩壊防止対策の推進について（清川村）

清川村煤ヶ谷地域に位置する片原・柳梅地区は、小鮎川の左岸に位置し急峻な山肌の下にある平地に古くから居住地区が形成されている。

平成11年夏の豪雨においては、この地区の山腹が大規模に崩落し、幸い住民への被害はなかったものの、現在でも梅雨や台風など雨の多い季節には住民が不安を募らせ、自主避難されている状況である。

崩落個所については、平成17年度から落石防護壁の設置と落石固定を実施し、平成22年度で完成しているが、近年住宅地が形成されつつあるこの地区の上流部には、未だ急峻な山林が広がっており、土石流危険個所に指定されている。

県においては、山腹崩壊や土砂流失といった災害の危険性がなく、住民が安心して生活できる地域を実現するため、継続的かつ効果的な治山事業又は砂防事業を実施することを要望する。

(3) 消防広域化重点地域に対する支援について（清川村）

平成25年4月1日に改正された「市町村の消防の広域化に関する基本指針」により消防広域化重点地域として指定した自治体に対する国や県の集中的な支援について、既存の制度のみを運用して支援するだけではなく、広域化に伴う人件費などの多大な財政負担に対し、広域化後も県としての集中的な支援が明確に分かるよう、積極的な財政支援を行うことを要望する。

(4) 登山者の安全対策について（清川村）

近年の登山ブームにより高齢者の登山者が増加しているなか、2016年（平成28年）から8月11日が国民の祝日として「山の日」となり、更に登山者が増加すると予測され、遭難や救助要請の増加が危惧されている。

今後、より一層救助体制の強化を図る必要があり、救助体制の一環として、登山者の位置が確認できる携帯電話アンテナ基地局の整備において、国の補助制度では村が事業主体となり整備することとなるが、整備にあたっては、県有地の借用や規制緩和など県の協力が不可欠であることから、県の多大なる協力を要望する。

また、県道70号線の厚木土木事務所管内は、道路幅員が狭く緊急車両が通行する際、一般車両等とのすれ違いが非常に危険であるため、安全対策として県道70号線の拡幅改良を早期に「かながわみちづくり計画」に位置づけ、抜本的な対策を進めよう要望する。

(5) 観光・産業連携拠点づくりに向けた支援について（愛川町）

本町の半原地域は、県立あいかわ公園や宮ヶ瀬ダムをはじめ、県内随一の広さと規模の牧場、中津川のマス釣場など公営や民営のレクリエーション施設が点在しているほか、横須賀市の水道施設として利用されていた旧半原水源地跡地が立地している。

近年は、圏央道の開通に伴うストック効果により、本町のポテンシャルも高まっていることから、半原地域を一つのエリアとして捉えた上で、旧半原水源地跡地を利活用し、地域の観光情報発信をはじめ、レクリエーション施設や地域特産物の販売など地域との交流を図る観光拠点づくりの検討を進めている。

こうした拠点づくりに向けた取り組みの着実な推進のため、県が進めている「宮ヶ瀬湖周辺地域活性化推進事業」との連携を図りながら、今後、国道412号及び県道54号から観光・産業連携拠点へのアクセス機能向上に係る対策をはじめ、県有施設との連携のほか、現実的な事業スキームの作成等について、県関係部局の指導・助言などの支援を要望する。

(6) 県道60号（厚木清川線）の歩行者安全管理（清川村）

村内を通る県道60号（厚木清川線）における、尾崎交差点から御門橋までの区間

においては、車両の走行に十分な幅員が確保されているが、見通しが良いこともあり、スピードを上げて走行する車両も多く見受けられる。同区間は、本村小中学生の通学路でもあることから、ガードレールや防護柵等歩行者安全確保の措置を早期に講じられるよう要望する。

6 水源地域要望

(1) 河川区域内における廃棄物処理対策について（愛川町）

相模川の取水堰は、多くの県民への水道水供給の根幹となる重要な水源であり、県民に安全でおいしい水道水を安定的に供給するためにも、河川環境の美化等、水質保全に係る取組が必要不可欠である。

しかしながら、従前からの課題である、河川区域内における行楽客によるバーベキューごみの不法投棄が未だ多く発生している状況であり、水源環境の悪化が懸念される状況となっている。

こうした回収事業は、本来、河川管理者が行うべきものであることから、県においては、取水堰の上流域は全て重要な水源地域であるとの認識に立ち、「神奈川県循環型社会づくり計画」に基づき、バーベキューごみの処理など河川敷の清掃を行うとともに、町村の意向に沿った形で河川区域内への車両の進入規制等が行えるような体制整備を要望する。また、啓発等については、河川の環境保全に対し意識の低い者を対象とした内容とするよう要望する。

(2) 水源環境保全・再生市町村交付金対象事業の拡大について（清川村）

ア 森林は、水源涵養や防災機能のみならず、美しい景観の形成、レクリエーションの場の提供等様々な機能を有している。これらの保全と再生に取り組むと同時に、近年激甚化・頻発化している大規模な台風等の自然災害によっておこる間伐材の流出被害を未然に防止するためには、間伐材の適正な搬出が必要である。間伐材の搬出・利用もあわせた林材の有効な流通体制が整備できるよう制度の拡大を要望する。

イ 造林補助事業や水源環境保全・再生事業などの林業施策については、森林整備という目的を同じくするものの、補助制度のしくみに相違があり、制度利用には理解しにくいものとなっているが、豊かな森林を再生し、水源涵養機能の向上を図るためには、森林整備を促進する必要がある。

については、造林補助事業等において、森林所有者の負担軽減を図るため、補助率の拡大拡充を要望する。

(3) 高度処理型合併処理浄化槽の維持管理に係る新たな助成制度の創設（山北町）

平成19年度から三保ダム集水域において、水源環境保全・再生市町村補助金を活用し、高度処理型合併処理浄化槽の整備を進めてきたが、水源地域の推進保全を図るためには、恒常的な維持管理が必要であり、町の事業運営に大きな財政的負担となっている。

特に、高度処理型合併処理浄化槽は、一般的な合併処理浄化槽に比べて容量も大きく、清掃に要する費用や高度処理装置の維持管理費用など、通常の浄化

槽であれば不要の経費を負担している状況にある。

「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」は、令和8年度で計画期間が終了するが、県においては令和9年度以降についても、引き続き、将来にわたり県民が必要とする良質な水の安定確保に向けた同様の施策を継続するとともに、新たな施策の制度設計にあたっては、高度処理型合併処理浄化槽の維持管理に係る新たな助成制度を創設されるよう要望する。